

平成27年度第2回石狩市市民参加制度調査審議会 議事録

日 時 平成 27 年 12 月 17 日 (木) 午後 6 時 30 分～午後 7 時 20 分

場 所 市役所本庁舎 2 階 201 会議室

出席者 佐々木春代会長、酒井一誠副会長、浅野みゆき委員、伊藤美由紀委員、
佐藤俊浩委員、松坂由委員、森本栄樹委員 (出席委員 7 名)

欠席者 石丸千登勢委員

事務局 企画経済部長 加藤龍幸、
企画課：課長 本間孝之、主任 青木宏美、主任 門井理恵

傍聴者 1 名

=====
【佐々木会長】

皆さんこんばんは。本日は年末のお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。只今から、平成 27 年度第 2 回市民参加制度調査審議会を開催いたします。本日は、第 7 次審議会としての答申書を提出することになっていきますので、答申に向けた最終議論についてよろしくお願ひいたします。なお、石丸委員からは欠席のご連絡をいただいております。また、伊藤委員からは少し遅れるとのご連絡をいただいております。

本日の流れですが、まず始めに前回の会議で持ち越しとなりました案件の「市民の声を活かす条例」に市民政策提案に関する条文を盛り込むため、条例改正が必要か否かについてご意見をいただきます。

続きまして答申についての議論に入りますが、まず始めに事務局から答申案についての説明を受け、内容について協議いたします。協議が終わりましたら、事務局と協議内容を反映させた答申書を作成しますので、少々休憩時間をいただきます。その後、修正した答申書を皆さんにご確認いただき、審議会の総意として了解が得られれば、答申書として確定し、私から市長代理の加藤部長へ答申書を提出いたします。本日は 20 時を目途に終了したいと思っておりますので、円滑な審議を進めるために皆さんのご協力をお願いします。

それではさっそく議事に入りたいと思います。まず始めに、前回の会議で持ち越しになった議題について、事務局から説明をお願いします。

【事務局：門井主任】

私から、前回から持ち越しになっている「条例改正」に関する議題について、改めて概要をご説明します。まず、平成 27 年 9 月第 3 回定例市議会において、

- ・「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例（「いわゆる、市民の声を活かす条例）」の名称が行政活動に限るイメージを受ける。まちづくりに積極的な市民参加が図られるよう、新たに市民参加条例を制定すべき。
- ・自主的な市民参加を促すため、市民の政策提案について条例に盛り込むべきである。

とのご質問を受けました。

それに対し、本市は

- ・「市民の声を活かす条例」及び「自治基本条例」そのものが、市民とともに作った条例であり、いずれも市民とともにまちづくりを進めるという理念に基づいている。
- ・市民参加手続以外にも、協働事業提案制度など、市民が自主的に意見を述べる機会を作っている。
- ・平成 25 年に制定した手話基本条例は、関係者の提案によって、議会や多くの市民の理解を得て制定された。そして、その後もボランティアの輪が広がるなど、市民が生んだ条例が大きな波を起こしている。まさに市民提案型政策の素晴らしい事例である。
- ・条文や名称から受けるイメージと言った事よりも、これらの条例の基本理念が浸透していくことが重要と考えており、現時点においては、新たな条例の制定は考えていない。
- ・条例改正については、審議会によって議論していただきたい。

と答弁しています。

以上で平成 27 年 9 月第 3 回定例市議会の一般質問に関する概要説明を終わります。

【佐々木会長】

ありがとうございます。前回は急な議題だったものですから、皆さんも少し時間が欲しいということで持ち越しとなりましたが、この間、皆さんもそれぞれの立場でお考えいただけたと思いますし、事務局の説明を踏まえまして「市民の声を活かす条例」に市民政策提案に関する条文を盛り込むために、条例改正が必要か否かについて、改めてご意見を頂戴したいと思います。

酒井副会長さんはいかがでしょう。

【酒井副会長】

市民の政策提案について条例に盛り込むべきというお話ですが、石狩市には、既にご説明があった通り、「市民の声を活かす条例」ですとか「自治基本条例」そのものがありますし、また、他の手法でさまざまな意見を聴くことが出来ております。わざわざまた新たな条文を盛り込むと、逆に今まである条例がさらに進化していく妨げにもなりますし、必要無いのかなと思います。

審議会でもたびたびお話に出ておりますが、石狩青年会議所と行った市民討議会「いしかりまちづくりディスカッション」など、色々な市民団体が市民の声を吸い上げることもやっていますし、今の「市民の声を活かす条例」が名称としても浸透しています。

このままの方向で、今ある制度をよりよく使えるように、より活性化、活用できるような考えを、今後とも続けていくという方向で良いかと私は思います。

【佐々木会長】

はい。ありがとうございます。他に、佐藤さんはどうですか。

【佐藤委員】

私も同じ意見です。

【佐々木会長】

あとは、この自治基本条例など、今の制度をもっとみんなに知らせて、しっかり活用できるようにというご意見でしたね。

【佐藤委員】

その方がいいです。

【佐々木会長】

浅野さん、いかがですか。

【浅野委員】

結論は、このままでいいのではないかと思います。

ただ、私は市民活動情報センターというところにおりますが、実際、こういう条例のもとで市民活動情報センターが出来たのだという事を、みんながわかっているのだろうか疑問に感じています。別に入口やパンフレットに掲載しているわけではないので、現状として市民の皆さんにわかってもらえるように、もっともっと活用していったらいいのではないかと私は思います。

話は外れるかもしれませんが、NPO 法人ひとまちつなぎ石狩が、指定管理を受けて市民活動情報センターを運営しています。花川北コミュニティセンターの中にあるのですが、そこも指定管理で受けているところです。指定管理を受けている建物の中に、指定管理があるので、そういったことで市民の方が勘違いされる部分とかがあるので、もうちょっとこういう良い条例があつて、それがもとでこの市民活動情報センターが出来ているんだという事を、もっと表に出していつてもらいたいと思います。

【佐々木会長】

結局、既存の良い仕組みがあるのに、十分に市民に認知されていないところもある、懸念があるという事で、もっともっと情報発信をということですね。

【浅野委員】

元々が図書館だったこともあり、事業内容として図書館と協働で本の貸し出しもしていますので、やはり勘違いされている方が多いと思います。せっかく良い場所だと思うので、この条例で出来たということも、もう少し市民の方に知っていただきたいですし、市民活動情報センターのことだけではなく、他の部分でも、この条例があるからこういうことが出来ているんだよということを、市民の皆さんにわかってもらえるように、もう少しやっていったらいいのではないかと思います。

【佐々木会長】

ありがとうございます。松坂さんはいかがですか。

【松坂委員】

私も条例自体に何か変更を加えるとか、そういった必要はないのではないかと思います。私も札幌に住まいがありまして、今回この審議会に出て初めて条例があることも知りました。せっかくいいものがあるんですから、今のこれを活かした状態で、私みたいに札幌から働きに来ているような人にも、石狩ってこんなにすごい条例があって、皆さんが発言できるチャンスがあるんだとわかってもらえるような方向にいった方が良くはないかと思います。

今回、こういったことがあったので、自分の仕事先のお客様のお宅にお邪魔したときに、「条例があることを知っていましたか？」と聞いてみたんですけど、「あらそんなのあるの？」なんて言って、家庭の主婦の方とかは、なかなかこういうのを耳にする機会も無いのだと思います。でも、「私もこういった会議に参加させてもらっているんです」というお話をさせていただくと、「そんなのに出れるんだったら私もちょっと興味があって、やってみたいな」という方もいらっしゃいました。

せっかくある良い条例なのでもっと皆さんに知っていただいて、そこでまた更に数年経って、何か変更が必要になったときは条例改正も必要なのかもしれないですけど、まずは本当に末端の方たちまで知っていただくのが先なのではないかと思います。

【佐々木会長】

森本さんはいかがですか。

【森本委員】

私は執行機関側の人間でもあるのですが、皆さん方が言われた通り、まずはこの条例をもっとみんなに知っていただく方が先かなと思います。ですから、この政策提案自体は良い制度だと思うのですが、タイミング的にはもう少し後かなという感覚です。もっと皆さんに知っていただいて、もうワンステップ上がってからこの政策提案というのを導入した方がいいと思いますので、時期的には、もう少し待っていただいた方がいいかなと思っております。

【佐々木会長】

ありがとうございます。結論的には、現条例の改正は必要無しということですね。

皆さんのご意見としては、現状の既存の条例なり仕組みなり制度なりを、もっともっと PR して市民の皆さんに使っていただくことですね。それからやはり、先程もご説明がありましたけれども、手話条例については、石狩市が本当に誇っていい先行例ですよ。そこは制度があったから出来たというのではなくて、むしろ皆さんとの色々な話し合いの中から生まれて、非常に柔軟性をもって色々な意見を吸い上げて多分出来てきたものだと思います。ですから、全ての施策が手話条例と同じような形で出来るかと言うと、それはちょっとまた別問題かもしれませんが、やはり一つの成功例というかプロトタイプというか、こういったことをだんだんと重ねていくことによって、市民の直接の声をどういう風にするのがいいのかというのも見えてくると思います。そういう必要性が市民の中から湧き上がってくるのか、仕組みがなかったら出来ない、というような声が出てきた時には考えるべきだと思いますし、元々この市民の声を活かす条例の中にもそういう目はいつも持っていましようということはどうなっている

訳ですから、それはそれで向くと思いますので。

そういうことで、審議会の結論としては、条例に改正は必要無し、意見に関しても無いということによろしいかと思うのですが、皆さんよろしいですか。

=== 異議なしの声 ===

【佐々木会長】

それでは次に、「第 7 次市民参加制度調査審議会答申案について」議論していただくのですが、事務局の方からご説明があります。

【事務局：青木主任】

それでは、私から、答申案についてご説明させていただきます。

資料 1 は、これまでご議論いただいた内容をもとに、会長・副会長とも相談させていただきながら、事務局でまとめた案に、先日委員の皆さんからいただいたご意見を加えて修正したものです。下線部分は、事前に確認いただいたものから変更した部分です。

はじめに、「1. 市民参加手続の実施運用状況の評価について」ですが、こちらには、平成 25 年度、26 年度の実施状況についての評価を記載しています。平成 26 年度、平成 27 年度の各第 1 回目の審議会において、「パブリックコメントの実施状況」や「審議会の開催状況」など前年度の実施運用状況について事務局よりご報告していますが、この 2 年間、特に不備をご指摘いただいた案件はなかったことから、「おおむね適正に実施されていた」という評価にしています。また、平成 25 年度に実施した「新たな市民参加手続の手法」として 2 件を報告し、いしかりまちづくりディスカッションの取組が良かったとの評価をいただきましたので、その点を記載しています。

次に、「2. 市民参加制度をより良い内容とするための改善方策について」、における（1）市民参加制度調査審議会のあり方についてですが、はじめに、本審議会の委員数が 9 名になった経緯を簡単に述べています。その上で、この 2 年間で振り返り、「減員した状態でも審議会としての役割を果たすことができた」ことから、引き続き現体制の 9 人を維持していくことが適当と述べていますが、条例の定数そのものを減員するには、まだ様子を見る必要があると述べております。これは当面、現行条例を変更せず、9 人で運用していくことを意味しています。

続きまして（2）市民参加制度の推進についてですが、こちらについては、2 年間で様々なご意見をいただいておりますが、主に、「市民が見てわかりやすい情報提供をすること」と「気軽に意見が言えるような手法にすること」であったと思います。口頭でご意見いただいたものを文章にしていますので、委員のお考えと異なっている箇所がありましたら、のちほど修正等いただければと思います。

「①市民に知ってもらうために」ということで出ていたご意見としては、絵や図を用いてわかりやすい資料の作成を心がけること、特に「あい・ボード」の活用については工夫をすること、その他にも、関係機関に周知することやインターネットや SNS の活用についてのご意見がありましたので、これらについては具体的に記載しています。

また、「審議会の傍聴者を増やすための、市民カレッジとの連携」についても話題になりましたが、実

現は難しいという現状でした。これについては、「審議内容に関心をもってもらうことが大事である」というところからの話でしたので、「市民カレッジ」と具体的な事例は述べず、「臨時的な説明会や講座を開催すること」という表現にとどめています。また、最後には、市民参加制度そのものの周知にも力を入れるよう提言しています。

次に、「②市民に意見を出してもらうために」ですが、下線の部分は、前後の繋がりが悪いのではないかというご意見をいただき、確かにそのとおりでしたので修正したものです。

託児への助成についても話題になりましたが、託児に限らず「子育て中の方でも参加しやすくなるような工夫を」ということで、包含的な表現にしています。もし「託児」という言葉を入れたほうが良いというご意見があれば修正したいと思います。審議会以外については、気軽に参加できるよう、様々な手法を検討することを求めており、特に参加率の低い若い世代の意見を聴く手法について述べています。

また、後段は、市民の意見がなんらかの形になったという事例を広く周知できると、次の機会への参加にも繋がるのではないかということに記載しています。

最後に「③市民参加の意識を醸成するために」ということで、これは、主に前回の会議で出ていたご意見ですが、長期的視点での市民参加制度の推進が必要ではないかということ、市民目線でのまちづくりを着実に進めることをまとめとして記載しています。

答申案についてのご説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

【佐々木会長】

ありがとうございます。只今説明がありました答申案について、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。皆さんの意見を色々入れていただいて、事務局の方でまとめていただいておりますが、先程申し上げました、託児の件ですとか、それに限らず気になるところがありましたらご意見をいただきたいと思います。

浅野さん、何かありませんか。

【浅野委員】

良いのではないかと思います。

【佐々木会長】

松坂さんはいかがですか。

【松坂委員】

私もこの内容でいいと思います。

【佐々木会長】

佐藤さんはいかがですか。

【佐藤委員】

はい。素晴らしいです。

【佐々木会長】

森本さんはいかがですか。

【森本委員】

私も、きっちりポイントは整理されていると思います。やはり言いたいのは(2)の①と②と③ということですが、特に①と②は、市民に知ってもらうための方策や意見を出しやすいような形ということがきっちり書かれています。ここがやはり一番、これから市として取り組んでいかなければいけないところだと思っていますので、しっかり推進していかなければならないと思っています。この辺が明記されていますので、私もこれでしっかりまとまっていると思います。

【佐々木会長】

酒井さんはどうですか。

【酒井委員】

私も良いと思います。また更にこういった制度をやっていくということが PR できれば、多くの市民の皆さんの意見を収集できると思います。

余談ですが、私も、先日初めてパブリックコメントに意見を出してみました。たまたま、観光協会、道の駅の関連のパブリックコメントの募集を見まして、建設業という職業柄、また、10 年位前ですけど、青年会議所にいた頃も道の駅に関する提言であったり勉強であったり、「こういう道の駅を作ろう」という会議をやっていた経緯がありまして、やっとなんかという思いでパブリックコメントを書きました。

そういった機会や巡り合わせで、やっぱり興味のあるパブリックコメントがあると書けるかなと思います。そういった意味では、これからもどんどん意見を言えるようになるかなと思いますし、そういう方が他にもまだまだたくさんいらっしゃると思います。

【佐々木会長】

そうですね。やっぱり自分に関係するとか自分の興味があるテーマじゃないと、パブリックコメントをと言われてもなかなかそれは難しいと思います。5 万人、6 万人という市民の皆さんそれぞれが関わって、関係のある人が意見をどんどん出せるようにしていただくといいかと思います。

事務局の方に、託児の表現を入れるかどうかといったご意見があったんですね。

【事務局：青木主任】

はい。答申案をお送りした際に、伊藤委員から、「これまでの議論の中で、託児について検討してはどうかという意見も出ていたと思うので、答申書に託児について記載しなくてもいいのだろうか」という

ことでご意見をいただいております。

答申案では、託児も含めて、「子育て中の方でも参加しやすくなる工夫」という言い回しにしていますが、審議会の場で議論していただいて、明記した方がいいというご意見があれば修正しましょうというお話をしていました。

【佐々木会長】

浅野さんどうですか。

【浅野委員】

反対に、入れると膨れてしまうのではないかとという部分もあるので、この言葉の方が、今の状態でいいのではないかと思います。入れるとそれに対してまた何か付け加えて、もっと字が多くなってしまわないかと思えます。

【佐々木会長】

そうですね、具体的にどんなサービスなのか、という感じになると思えます。
松坂さんはいかがですか。

【松坂さん】

「託児」と言ってしまうと、そこだけしか支援してもらえないのかなという印象を与えてしまうので、逆にふんわりした表現の方が、後で色々取り込みやすいような気がします。「託児」と言うと、本当に小さな乳幼児みたいなイメージがすごく強いんですよね。だけど「子育て中」と言われると、小学校の低学年やちょっと高学年に入りかかったような子がいても、なんとかしてもらえるのかなと思ったりもするので、このままで良いのではないのでしょうか。

【佐々木会長】

そうですね。託児というと、なんだか限定されたイメージが出てくるので、あえて書かなくてもいいのではないかとということですね。

広報にも「託児の紹介があります」と具体的に出ていますけれども、どういうサービスが具体的に出来るかというのはこれからの問題で難しいですから、答申としては、今後の方向性としてふんわりとこういう形でまとめていただいた方が、今後行政の方が取り組むにしてもやりやすいのではないのでしょうか。

そういうことで、原案通りということで、特に、本当に皆さんの今まで2年間色々出された意見を上手に盛り込んでいただいたと思います。非常に良い中身になっていると思います。

答申案から特別修正とかはありませんが、ちょっと休憩を頂いて、その間で答申書の作成をしたいと思えます。では、19時10分に開始しますので、一度休憩といたします。

====<休憩>====

【佐々木会長】

それでは、第 7 次市民参加制度調査審議会の答申をお渡しいたします。宜しくお願いいたします。

【事務局：加藤部長】

確かに承りました。皆さん 2 年間本当にありがとうございました。

【佐々木会長】

3 番目のその他について、何か事務局からございますか。

【事務局：本間課長】

事務局としては特にございません。委員の皆さんから何かあればお願いします。

【佐々木会長】

事務局の方から、委員の皆さんに何かありませんかということですが、ありませんか。

===意見無し===

【佐々木会長】

それでは、以上を持ちまして、平成 27 年度の第 2 回市民参加制度調査審議会を終了したいと思います。この 2 年間、不慣れな会長で、皆さんにご迷惑ばかりおかけしたと思いますが、皆さんからは良い意見をたくさん出していただき、事務局の方もご苦労されたかと思うのですが、多くを答申に盛り込んでいただきまして、大変良い答申をお出しすることができたのではないかと考えています。これも委員の皆さん、事務局の皆さんのおかげとっております。心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

私は年齢的にも、また体調も良くないので、今限りで退任させていただきたいと思っておりますが、委員の皆さんにおかれましては、今後ともご協力いただきたいと思います。事務局の皆さんも色々と答申と受けての作業も大変かと思いますが、「石狩プライド」のためにも頑張ってくださいと思います。私も市民としてこれからも応援させていただきたいと思います。

本当にどうもありがとうございました。

【一同】

ありがとうございました。

【佐々木会長】

皆さん、どうぞお気をつけてお帰りください。

【事務局：加藤部長】

どうも皆さん、本当にありがとうございました。

平成 28年1月 14 日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会
会長 佐々木 春代